

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る必要書類について

○参加者証交付申請に必要な提出書類

(共通)

- ・参加者証交付申請書 (様式第 6 号)
- ・臨床調査個人票及び同意書 (様式第 7 号)
- ・医療記録票の写し (様式第 13 号)
 ※指定医療機関以外で治療を受けられた場合で、医療記録票 (指定医療機関以外用) を提出された場合は、診療明細書や領収書も必要。
- ・他県で交付された参加者証 (他県からの転入時のみ)

①新規・転入申請時

70 歳未満	70 歳以上 75 歳未満	75 歳以上
<p>【適用区分 エ・オ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険の加入状況及び所得適用区分を把握できる書類の写し(「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」若しくは「マイナポータルの高額療養費の所得区分が明示された画面」(スクリーンショット)のいずれか1点) ・申請者本人の住民票 	<p>【適用区分 一般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険の加入状況及び自己負担割合を把握できる書類の写し(「高齢受給者証」又は「資格確認書」若しくは「マイナポータルの資格情報画面」(スクリーンショット)のいずれか1点) ・申請者本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・申請者及び世帯全員の住民票 <p>【適用区分 低所得 I・II】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険の加入状況及び所得適用区分を把握できる書類の写し(「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「マイナポータルの高額療養費の所得区分が明示された画面」(スクリーンショット)) ・申請者本人の住民票 	<p>【適用区分 一般】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療保険の加入状況及び所得適用区分を把握できる書類の写し(「マイナポータルの高額療養費の所得区分が明示された画面」(スクリーンショット)) 2. 上記が提出できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険の加入状況及び自己負担割合を把握できる書類の写し(「資格確認書」又は「マイナポータルの資格情報画面」(スクリーンショット)) ・申請者本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書 ・申請者本人及び世帯全員の住民票 <p>【適用区分 低所得 I・II】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険の加入状況及び所得適用区分を把握できる書類の写し(「限度額適用・標準負担額減額認定証」、又は「マイナポータルの高額療養費の所得区分が明示された画面」(スクリーンショット)) ・申請者本人の住民票

※65 歳以上 75 歳未満の方で後期高齢者医療制度に加入している場合は、「75 歳以上の方」の書類が必要。

※医療保険の加入状況が把握できる書類は、保険種別、被保険者証の記号・番号、保険者番号の確認に必要。なお、所得適用区分を把握できる書類に必要事項が含まれる場合は兼ねることができる。

※医療保険者が交付する資格確認書等について、高額療養費の所得適用区分の記載がある場合は、所得適用区分を把握できる書類として取り扱うことができる。

②更新申請時

収入要件及び所得区分の確認のため、臨床調査個人票及び同意書（様式第 7 号）を除き、「①新規・転入申請時」に準ずるものとする。